

犯罪被害者支援における民間支援団体の役割
—全国の民間被害者支援団体を対象にした調査をもとに—

○上智大学 伊藤富士江 (002189)

国立武蔵野学院 大原 天青 (007674)

[キーワード] 犯罪被害、被害者支援、民間被害者支援団体

1. 研究目的

わが国の犯罪被害者（被害者その家族および遺族を含む、以下被害者）に対する支援策は、1990年代後半以降刑事手続での被害者への配慮や保護を定めた法律ができ、2004年に「犯罪被害者基本法」が成立したことを契機に、大きく進展してきた。民間被害者支援団体（以下民間支援団体）は、47都道府県すべてに配置されるようになり、被害直後の危機介入、公判支援、継続的支援などさまざまな活動が行われている。

民間支援団体は、被害者支援において中核的な役割を果たしてきているにもかかわらず、支援活動の現況や課題について分析・検討した研究は少ない。本研究は、被害者に対する民間支援団体による支援活動の現状を明らかにし、被害者のニーズを満たすにはどのような支援が必要か検討することを目的とする。

2. 研究の視点および方法

上述したようにわが国では急速に被害者のための法制度および支援策が整備されてきたが、短期間における整備だったためにその検証は未だ不十分である。また、犯罪被害に関する研究は、法学的立場もしくは被害者の心のケアに焦点を当てた心理的視点からのものが大多数を占めてきた。社会福祉的視点は被害に遭った人々の社会生活の再構築を支援するうえで欠かせない視点である。

本研究は、社会福祉的視点から民間支援団体においてどのような支援が行われているか明らかにするため、以下のような質問紙調査を行った。

- (1) 調査対象：認定特定非営利活動法人・全国被害者支援ネットワークに加盟する48か所の民間支援団体において直接支援にあたっている相談員
(各民間支援団体に調査票を3部ずつ、計144部郵送した)
- (2) 調査期間：平成26年6月～8月
- (3) 調査方法：自記式調査票を送付。無記名で回答後、返信用封筒にて返送を依頼した。
- (4) 調査内容：ケース（2004年以降に発生した事件の被害）についての支援内容とプロセス、関係機関との連携、支援の困難度、諸制度の利用状況等

3. 倫理的配慮

調査の実施にあたっては「日本社会福祉学会 研究倫理指針」に沿うとともに、調査内容について報告者の本務校である「上智大学『人を対象とする研究』に関する倫理委員会」の承認を得て、「上智大学『人を対象とする研究』に関するガイドライン」を遵守した。また、調査対象者には本調査に関するインフォームドコンセントを得た。

4. 研究結果

調査票の返送は計 86 部で、回収率は 59.7%であった。おもな結果は以下のとおりである。調査結果の詳細は発表当日に資料として配布予定。

(1) 支援したケースについて

取り上げられたケースのうち、「性暴力」「殺人・傷害致死」の被害が多く、相談者と被害者との関係では、「親」「本人」「配偶者」の順で多かった。相談するきっかけは「警察からの紹介」が7割を占めた。

(2) 支援内容・プロセスについて

ケースへの支援内容のうち「心理的サポート」「被害後の心理的・生活上の変化についての情報提供」は9割以上実施しており、次いで「刑事手続きについての情報提供」「公判の付添い」が多かった。支援プロセスについては、「支援計画を立てた」「チームで支援を行った」は9割前後だったが、「相談者の心身状態を把握するための質問紙（アセスメント・シート）を用いた」は2割以下だった。

(3) 関係機関との連携

ケースを支援する中で連携した機関は、検察庁、警察、弁護士（会）が多く挙げられ、これらとの連携の必要性についても肯定する割合が高かった。連携の必要性は、医療機関、カウンセリング機関と並んで、当事者団体・自助グループも高かった。

5. 考察

民間支援団体では、運営財源や相談員数が限られているにもかかわらず、被害者の生活の立て直しのために、心理的サポート、情報提供、関係機関との連携など幅広い支援が行われている実態が明らかになった。

支援プロセスにおけるアセスメントの活用、支援計画の立て方、関係機関とのスムーズな連携は今後の課題であり、被害内容によってどのような支援が行われるのが望ましいか、さらなる検討が必要であると考えられる。

本調査にご協力いただいた全国被害者支援ネットワーク及び加盟団体に感謝いたします。

なお、本調査は日本学術振興会科学研究費助成事業基盤研究(C)「犯罪被害者のための総合的支援システムの構築—官民協働体制を目指して（課題番号 24530728）」の一部として実施したものである。